

一般社団法人えべつ観光協会入会及び退会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人えべつ観光協会(以下「本会」という。)定款第6条に基づき、本会の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、法人及びその他の団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人、法人及びその他の団体

(入会の手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、加入申込書(別記第1号様式)により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項における承認は、理事会は、その決議をもって専務理事に分掌させることができる。
- 3 入会の承認後、会費の納付が確認された時点をもって入会手続を完了し、本会の会員となる。

(会費)

第4条 会費は、総会の決議を経て別に定める会費規則による。

(退会の手続)

第5条 本会を退会しようとする会員は、退会届(別記第2号様式)を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 年度途中において退会するときは、既に納入された会費については、返還しないものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。